

ID: 248

担当部署: 市民部 参事(廃棄物対策担当)

処分の概要	産業廃棄物の処分費用の徴収		
例規名 根拠条項	名寄市廃棄物の減量及び処理に関する条例 第22条		
例規番号	平成18年条例第145号		
<p>【根拠条文】 (産業廃棄物の処分費用) 第22条 市長は、前条第2項の産業廃棄物を処分する場合は、別表第3に定める費用を排出者から徴収する。 2 前項の費用の徴収方法については、規則で定める。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和5年5月24日